

令和6年度 第7回 美郷町農業委員会議事録

日時：令和6年11月25日（月）

9：30～11：00

場所：みさと館3階多目的室

農業委員 6人（欠席委員 人）

1. 山田 昇	2. 樋ヶ 隆行	3. 烏田 裕一
4. 西嶋 伸介	5. 大草 美智江	6. 新田 晋太郎

農地利用最適化推進委員 7人（欠席委員 人）

7. 浅原 譲	8. 坪内 博	9. 梅原 富雄
10. 黒川 民次郎	11. 野田 祐司	12. 佐和 克彦
13. 梅田 信雄		

オブザーバー 公益財団法人しまね農業振興公社 農地集積相談員 松崎寿昌

事務局 農業委員会 事務局長 吾郷真彦

議事日程

第1 議事録署名委員の指名 大草美智江委員・新田晋太郎委員

第2 議事

議案第1号 農地法第3条

議案第2号 美郷農業振興地域整備計画の一部変更について

第3 その他報告事項

会 長	そうしますと若干早いですけれども、今から第7回目の農業委員会総会を初めたいと思います。今朝初めてじゃないかと思えますけど、真っ白になっておりましたが、霜で。上の方はたくさん降っていなかったですか？
7 番 委 員	うちの前では降っていなかった。笹目の方は部分的に。一面じゃなく。
会 長	うちの方は一面、白かったよ。
4 番 委 員	うちは白かったです。
7 番 委 員	比敷は一面かな。
会 長	ようやく本格的な冬が始まるかもしれません。大体仕事の方は片付いたと思いますが。新米が出回り始めてから、九州の親戚が言ってましたが、全然米が安くならないということで、今年度はこのまま高いままでいくんじゃないかという気がしていますが、もう農協へ出してしまったので、これ以上上がることはないと思いますが、またいくらかあれがあるんでしょうかね？
農地集積相談員	微妙なところです。
会 長	どうも大分。この前きぬむすめを出したら、あれが8,400円か。でその後堆肥が入った米がほしいということで、家の米をならしで買い戻された人がおられたのですが、もうその時点で11,300円ぐらいでなんの倉庫に入ただけで。だから農協も大分儲けておられると思うんですが。また8月頃に差額があるかもしれませんので。期待しておいてください。水田活用の直接支払交付金というのがありますが、転作した分に。3万円とか7万円とか。いままで飼料用の稲を栽培していれば8万円か、反当たり補助金が出ていましたけれど、この間からニュースを見ていると財務省があれを廃止の方向で話を進めているようなことですので、だんだん国の方はああいふ交付金を削ってきて、金を出さないような傾向にあるように感じます。これは当然スムーズにはいかないとは思いますが、声をあげる機会があればこれは反対の声をあげていかなければというように思いますので、皆さんもそのような機会がありましたら、またそれぞれの立場で意見を出しておいて

	<p>ほしいと思いますので、これから注意してみていかなければならない。だんだん切り崩されて本当に転作の奨励金も5年間の水張の分で、来年ぐらいまでは出るけど、それ以降は水張をしなければ出ないようになりますので、だんだん厳しい状況になってきますので、注意をしてみたいと思います。それでは会議を始めたいと思います。本日の議事録署名委員さんは5番委員さんと6番委員さんをお願いします。それでは議事に入ります。議案第1号について事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>皆さんおはようございます。では議案第1号「農地法第3条」について説明をします。資料は2ページ目となります。今回1件の申請がありました。申請箇所は都賀西◎◎◎◎ほか計4筆。登記簿地目及び現況地目はともに田。面積は合計2,561㎡。譲渡人の方は広島市在住の●●●●さん。譲受人の方は都賀西在住の○○○○さんです。こちらの理由としましては譲渡人の方が遠方に住んでおられまして、農地を初めとする土地の管理が出来ないため、譲受人に対して土地の売買を行うということでした。場所としましては資料3ページですが、都賀西の都賀大橋から上流側の方に4筆の農地があります。現地確認としましては資料4ページと5ページですが、6番委員さんと8番委員さんに行ってもらっております。説明は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>では現地確認、6番委員さんをお願いします。</p>
<p>6番委員</p>	<p>現地確認をしました。田んぼなんですけれど、写真を見てもらったら草が結構生い茂っているんですけども、全然耕したら使える土地だと思います。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>これは4筆のうち3筆は未耕作？荒れているということ？1枚一番下の分は作ったような。</p>
<p>6番委員</p>	<p>一筆分は作っていた形跡があるんですけども、それ以外はちょっと荒れているなど。</p>
<p>会長</p>	<p>ここは8番委員さん詳しいことは。</p>
<p>8番委員</p>	<p>作ろうと思えば、草を刈ればできるんじゃないかと思います。</p>

会 長	だからこの〇〇〇〇さんは米を作られんだな。
8 番 委 員	そうですね。
会 長	ということでございます。皆さんから何かご意見はありますか？この作ったような田は誰が作っているの？一反ぐらいの田は。〇〇〇〇さん？
8 番 委 員	〇〇〇〇さんでしょう。結構いい田ですよ。
7 番 委 員	来年から草が生えたところも作られるの？
8 番 委 員	一部畑にしておられるところもあったし。管理しようと思えば。来年になってみれば。まあ周りが作っておられるので荒らすのは。
会 長	逆に言えば他がなぜ荒れているのかと不思議に思うんだが。
7 番 委 員	まだ●●●●さんが耕作しようと思っておられたのでは。
会 長	●●●●という家はたくさんあるの？
8 番 委 員	1件しかありません。
会 長	あとちゃんと〇〇〇〇さんが管理をしてもらえるならいいんじゃないかな。ご意見がないようでしたら採決に入りたいと思います。議案第1号について賛成される方の挙手をお願いします。
	(出席農業委員全員挙手)
会 長	満場一致で議案第1号は承認されました。続きまして議案第2号について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	では議案第2号「美郷農業振興地域整備計画の一部変更」について説明します。資料は6ページ目からですが、これは全体的な資料をつけておりまして、資料11ページ目の「変更土地調書」の方で説明をさせてい

ただきますので、こちらをご覧ください。農業振興地域は県が市町村ごとに総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として定めているものでございまして、ここから例えば今回の様に駐車場とか、合併浄化槽を設置する際にはまず先に農業振興地域の除外をして許可を得てから、農地法第4条申請とか第5条申請とかで許可をするものです。今回ですが10月から11月にかけて町広報紙とか町のIP告知放送で募集をしたところ、2件の除外申請の申請が出ました。

まず1件目ですが、所在地は築瀬………、現況地目は畑です。面積は130㎡、土地の所有者及び事業計画者は築瀬在住の▲▲▲▲さんで、この方が駐車場の設置をするということで除外申請を出されました。場所としましては資料13ページ、JR三江線の石見築瀬駅があったところの▲▲▲▲さんの家の前のところ。現況の写真ですが資料15ページにあります。以前こちらの一部のところに防火水槽があったところで、防火水槽を取り外したという報告が4月の農業委員会総会にありましたが、それ以降に改めてこの農地全体を駐車場にしたいという申請が▲▲▲▲さんからありました。こちらですけれども車がほしい3台ぐらい入るスペースがありまして、特に屋根などの施設をつくるわけではなくて、砂利を敷くだけにするそうです。その様子が資料16ページにあります。15センチぐらい砂利を敷き詰めて駐車場にするとのこと。です。

続きまして2件目。所在地は都賀行☒☒☒☒。現況地目は畑。面積は24㎡。年の所有者は広島市在住の■●●●さんですが事業計画者は都賀行在住の□□□□さんです。除外の理由としましては合併浄化槽の設置のためとのこと。場所としましては資料19ページ目、都賀行の大浦の方に□□□□さんの家と■●●●さんの家との間のところ。現況ですが資料21ページ目、畑が1枚あったのですが、こちらを浄化槽設置部分を分筆をすでにしておりまして、ほぼ24㎡を浄化槽とするのですが、実はこの件についてですが事業計画者の□□□□さんに聞いたところ、平成12年に□□□□さんのお父さんが■●●●さんの土地に許可を得て合併浄化槽を設置したのですが、こちらの農業委員会へ許可を得ずに工事をしておられまして、□□□□さんとしましては、今後自分の身に何かあって子供たちにいろいろ苦情とかなないように、ちゃんと自分の土地として登記をするために申請されたそうです。そういった内容の顛末書を事務局に提出されております。こちらの2件の現地確認ですが、まず1件目ですが資料25ページ目にあります。こちらは3番委員さんと11番委員さんに確認していただ

	<p>いております。2件目については資料26ページ目に6番委員さんと10番委員さんに現地確認をしてもらっております。説明は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい。以上説明がありましたけれど、いわゆる除外申請ということで、除外申請が終わった後、農地法第4条、第5条申請で所有権移転や転用の手続きが行われるということですが、現地確認の様子をお願いします。最初に1件目の方を3番委員さんお願いします。</p>
<p>3番委員</p>	<p>前回防火水槽があって、それを撤去してという話だったんですが、そこを駐車場にされるということだったんですが、こちらの写真で見える畑だったのかなというところも駐車場にするということだったんですが、耕作できないこともないけど、駐車場にするならしょうがないかなと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>続いて2件目の方、6番委員さんお願いします。</p>
<p>6番委員</p>	<p>写真で見てもらってわかるように、一応仕切りはしてもらっており、約20年前と結構昔の話ですが、今後トラブルがないようにしてもらえればいいかなと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>この面積は合うのかな？□□□□さんの方は。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>こちらの方は、先に分筆の方はしております。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、という説明でした。■■■■さんって横のおばあさんが住んでいたところ？おばあさん一人おられたな。皆さんから何か質問かご意見ありませんか。1件目だけど、駐車場に15センチも砂利を敷いて大丈夫なの？</p>
<p>事 務 局</p>	<p>大丈夫と思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>15センチとは相当の厚みだよ。はじいて飛んでいかないかな。余計な心配かもしれないけど。特にご意見がなければ議案第2号についての採決を取ります。議案第2号に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(出席農業委員全員挙手)</p>

会 長	<p>ありがとうございます。議案第2号についても承認されました。これで議事の方は終了します。</p> <p>(このあと、事務局より農業者年金の制度案内をし、ゼロカーボン農業モデル推進室よりみさと型ゼロカーボン農業モデルの取組と町の新たな研修制度の説明をし、次回の総会開催日について協議をして閉会。)</p>
-----	---

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名する。

会 長 山田 昇

議事録署名者 大草美智江

議事録署名者 新田 晋太郎